

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和46年9月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、47年5月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったと認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、160ドルとすることが妥当である。

また、事業主は、申立人が昭和47年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、49年6月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められることから、当該期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和47年5月から同年9月までは6万円、同年10月から48年7月までは6万4,000円、同年8月から49年3月までは7万2,000円、同年4月及び同年5月は8万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年9月29日から49年6月16日まで

私は、申立期間において、A事業所に会計技術職の正社員として勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、同事業所における退職証明書もあり勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA事業所を承継するB事業所の退職証明書及びA事業所での複数の同僚の証言等により、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、C公文書館(国外)に保管されている申立人に係るD事業所における医療保険被保険者・厚生年金保険被保険者資格確認及び標準報酬決定通知書(以下「資格取得確認通知書」という。)によれば、申立人が昭和46年9月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。このD事業所は、上記複数の同僚の証言及び当該同僚の厚生年金保険の記録等から判断すると、A事業所内で勤務する従業員が厚生年金保険に加入する際の適用事業所の一つであったと認められる。

さらに、前述の資格取得確認通知書に記載されている申立人の厚生年金保険手帳記号番号を基に調査したところ、同一の記号番号、氏名及び生年月日であって基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者原票の存在が判明した。同原票においては、D事業所に係る事業所記号及び被保険者整理番号が二重線で抹消され、E事業所（D事業所の当時の承継事業所）の事業所記号及び被保険者整理番号が記載されているほか、厚生年金保険の被保険者資格を昭和46年9月29日に取得し、49年6月16日に喪失していることが確認できる。

加えて、A事業所内にあった適用事業所の一つであるD事業所における厚生年金保険の記録が確認できる前述の複数の同僚は、オンライン記録により、沖縄の本土復帰に伴いA事業所の業務を包括的に承継したE事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年5月15日にD事業所における被保険者資格を喪失し、同日にE事業所における同資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の未統合記録は申立人の記録であると認められ、D事業所の事業主は、申立人が昭和46年9月29日に被保険者資格を取得し、47年5月15日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票の昭和46年9月から47年4月までの記録から、160ドルとすることが妥当である。

また、E事業所の事業主は、申立人が昭和47年5月15日に被保険者資格を取得し、49年6月16日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和47年5月から同年9月までは6万円、同年10月から48年7月までは6万4,000円、同年8月から49年3月までは7万2,000円、同年4月及び同年5月は8万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年4月27日に、資格喪失日に係る記録を同年5月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月27日から同年5月29日まで

私は、A社に昭和43年3月から継続して勤務し、45年1月以降は厚生年金保険にも加入している。しかし、私の厚生年金保険の加入期間を社会保険事務所（当時）に照会したところ、47年4月の1か月分の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和47年4月にA社本店から同社B支店に異動しているが、継続して勤務していたことは確かなので、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社における在職証明書、雇用保険の加入記録及び同事業所の事業主回答から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和47年4月27日に同社本店から同社B支店に異動し、同年5月29日に同社B店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和47年3月のオンライン記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から平成 2 年 10 月 31 日まで
私は申立期間当時、A事業所の代表者として 44 万円の給与をもらっていたが、オンライン記録では標準報酬月額は 9 万 8,000 円となっているので、申立期間の給与である 44 万円に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の標準報酬月額が昭和 62 年 3 月に 44 万円から 9 万 8,000 円に、平成 2 年 11 月に 9 万 8,000 円から 44 万円に改定されている。このことについて、A事業所の当時の厚生年金保険事務担当者は「申立人は事務所で常勤していた。私と一緒に社会保険事務所（当時）に各種の届を提出しに行ったこともあるので、自分の給与が月額変更届や算定基礎届等でどのように処理されていたかは知っていたと思う。」と証言している。

また、申立人自身も、「申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円と低額であったことについて、社会保険事務所から同標準報酬月額を訂正するよう指導を受けたことはなく、当時、厚生年金保険料の滞納もなかった。」と述べている。

さらに、オンライン記録によれば、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、さかのぼった訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間に代表取締役であった申立人は、申立期間当時の関連資料等を保管していないことから、申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、申立人は、当該事業所の代表取締役として登記されていることが確認でき、同事業所の従業員が、申立人が事業主であった旨を証言している。

これらのことから、仮に、申立期間において、申立ての標準報酬月額に対応する保険料が事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。